

甲種防火管理再講習・防火管理者等の実務講習及び 防火・防災管理再講習受講案内

1 講習開催日等

(1) 甲種防火管理再講習・防火管理者等の実務講習（同時開催）

回数	開催日	申請期間	開催場所
第1回	5月10日（火）	令和4年3月8日（火）～ 令和4年4月22日（金）	セーフティーちば1階講堂（定員128名）
第2回	7月20日（水）	令和4年5月18日（月）～ 令和4年6月17日（金）	
第3回	8月23日（火）	令和4年6月20日（月）～ 令和4年7月15日（金）	
第4回	9月27日（火）	令和4年7月25日（月）～ 令和4年8月19日（金）	
第5回	11月18日（金）	令和4年9月12日（月）～ 令和4年10月14日（金）	
第6回	1月16日（月）	令和4年11月7日（月）～ 令和4年12月16日（金）	
第7回	2月7日（火）	令和4年12月19日（月）～ 令和5年1月20日（金）	

(2) 防火・防災管理再講習

回数	開催日	申請期間	開催場所
第1回	9月14日（水）	令和4年9月14日（月）～ 令和4年9月19日（金）	セーフティーちば1階講堂（定員128名）
第2回	2月21日（火）	令和4年10月24日（月）～ 令和5年1月27日（金）	

2 講習会場

セーフティーちば（千葉市消防局） 1階講堂 千葉市中央区長洲1丁目2番1号

※講習者用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

3 講習時間

(2) 甲種防火管理再講習・防火管理者等の実務講習

9時30分から12時20分頃まで（受付は8時45分から）

(2) 防火・防災管理再講習

13時30分から17時05分頃まで（受付は12時45分から）

4 講習内容等

(1) 講習科目

法令改正概要、火災事例研究、災害事例研究（防火・防災管理再講習のみ）

(2) 講習テキスト

甲種防火管理再講習・防火管理者等の実務講習、防火・防災管理再講習（いずれの講習も同じテキストを使用）

「防火防災管理再講習テキスト」 ※テキストは当日会場で配布します。

(3) 講習費用（テキスト代）

「防火防災管理再講習テキスト」 1,520円

※甲種防火管理再講習・防火管理者等の実務講習、防火・防災管理再講習共に同じテキストを使用します。

講習日の7日前から講習日の2日前までに、受講申請時にお渡しする「防火管理者等のテキスト代のお振込について」をお読みのうえ、指定する口座にお振込ください。

5 受講資格

(1) 甲種防火管理再講習

甲種防火管理者の資格を有し市内に居住又は勤務されている方

(2) 防火管理者等の実務講習

防火管理者の資格を有し市内に居住又は勤務されている方

(3) 防火・防災管理再講習

甲種防火管理者及び防災管理者の資格を有し市内に居住又は勤務されている方

6 申請方法等

(1) 窓口での申請

ア 申請場所（千葉市内の消防署予防課予防係で申請を受け付けます。）

千葉市中央消防署 〒260-0854 中央区長洲1-2-1 TEL043-202-1617

千葉市花見川消防署 〒262-0013 花見川区犢橋町107-2 TEL043-259-2571

千葉市稲毛消防署 〒263-0024 稲毛区穴川4-12-2 TEL043-284-5144

千葉市若葉消防署 〒264-0004 若葉区金親町244-1 TEL043-237-8041

千葉市緑消防署 〒266-0031 緑区おゆみ野3-15-1 TEL043-292-6147

千葉市美浜消防署 〒261-0011 美浜区真砂5-15-6 TEL043-279-0196

イ 申請受付時間

9時00分から17時00分まで（土日、祝日及び12月29日から1月3日までは除きます。）

ウ 申請に必要なもの

(ア) **防火管理講習等申請書**

(イ) **必要な修了証の写し**

(2) 電子申請

ア 電子申請サービスのURL等

URL：<https://s-kantan.jp/city-chiba-u/>

※表示されたページ内で、手続き名に「防火管理再講習」を入力し検索して下さい。

イ 申請受付時間

申請開始日の9時00分から申請終了日の23時59分まで

ウ 申請に必要なもの

必要な修了証の写し（講習科目の一部免除を希望される方のみ）



電子申請サービスQRコード

(3) その他

ア 甲種防火管理再講習・防火管理者等の実務講習及び防火・防災管理講習再講習申請時に、甲種防火管理新規講習又は再講習若しくは防災管理新規講習又は再講習の修了証の写しを添付してください。（※ただし千葉市以外で受講された方のみ）

イ 受付は先着順に行いますので、定員に達し次第締め切らせていただきます。

ウ **電話、FAX及び電子メールによる申請は受け付けられません。**

※原則は、窓口での申請及び電子申請になりますが、どちらも利用できない場合は郵送による申請も可能です。

(ア) 郵送で申請する場合

下記の2点を郵送ください。

・ 防火管理者等申請書

（申請書に必要な事項を記入ください。）

・ 返信用の封筒

（宛先を記入し重量に対応した切手を貼ってください。返信用封筒の内容物は、受講者一人あたり約15gになります。2人以上同時に申し込む場合も重量に応じた切手が必要です。なお、返信用封筒に切手が貼付されていないときは、受付をせず返送も行いません。）

(イ) 郵送先

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-2-1 千葉市消防局予防部予防課（電話043-202-1613）

(ウ) その他

申請期間内に消防局予防課に到達したのもののみ受け、申請期間外に到達したものは、同封されている返信用封筒にて返送します。到達時点で締め切っていた場合は、受付をせずそのまま返送します。

7 受講要領

申請受付した際にお渡しする「甲種防火管理再講習・防火管理者等の実務講習及び防火・防災管理再講習を受講される方へ」をご参照ください。

8 その他

- (1) 振り込まれた講習費用（テキスト代金）については、理由の如何に関わらず返金できませんが、年度内であれば次回以降の講習へ振り替えることができます。なお、年度内以降に振り替える方には再申請をお願いします。
- (2) 「防火管理講習修了証」又は「防火・防災管理講習修了証」等に受講履歴記入欄があり、講習修了の記載を希望される方は当日ご持参ください。ただし、千葉県消防局が発行した「防火管理者の証」及び「防災管理者の証」については押印を行っていませんのでご注意ください。
- (3) 講習受付時及び修了証交付時に、受講者本人を確認できる書類の提示をお願いしておりますので必ず持参してください。
- (4) 講習申請後に「新型コロナウイルス接触認証アプリ（COCOA）」のインストールにご協力をお願いします。
- (5) 定員については、状況に応じて変更する場合があります。最新の情報は千葉県消防局のホームページをご確認ください。

受講者本人を確認できる書類は、国又は地方公共団体の機関が発行した写真が貼付してある書類をいい、以下の例のうちいずれか1つの書類をご提示ください。

【例】運転免許証、運転経歴証明書、旅券、住民基本台帳カード（写真付き）在留カード、特別永住者証明書、一時庇護証明書、仮滞在許可書、みなし外国人登録証明書（平成24年7月9日以降有効なものに限る。）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真つき）、マイナンバーカード（個人番号カード）

※なお、上記いずれかの書類をお持ちでない方は、講習日当日の受付までに受講票右下に写真を2枚貼付してください。写真のサイズはタテ3.0cm以上×ヨコ2.4cm以上。コピー不可。プリントの場合は写真出力用紙（厚手）に印刷されたもの。裏面に氏名・署受付番号を記入してください。